

あなたのやる気を求めます！！

平成19年度 津市職員採用試験（受験）案内

（平成20年度採用予定）

平成19年8月6日
津市

〒514-8611

三重県津市西丸之内23番1号

事務担当 市長公室人事課

電話番号 059-229-3106

第1次試験日

平成19年9月16日（日）

受付期間

8月13日（月）～8月24日（金）

※日本国籍を有しない人も受験できます。

1 職種等、採用予定人員及び受験資格

職種等	採用 用 人 予 員	受 験 資 格	
		学 歴 、 免 許 等	生 年 月 日 等
事務職	数人	(1) 学校教育法による大学院（修士課程）・大学・短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）・高等学校・中学校又はこれらに相当すると市長が認める学校等を卒業（修了）した人又は平成20年3月卒業（修了）見込み（中学校卒業見込みを除く。）の人 (2) 市長が(1)に掲げる人と同等の資格があると認める人	○ 大学院（修士課程）修了 昭和51年4月2日以降出生の人 ○ 大学卒 昭和53年4月2日以降出生の人 ○ 短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒 昭和55年4月2日以降出生の人 ○ 高等学校卒 昭和57年4月2日以降出生の人 ○ 中学校卒 昭和57年4月2日以降平成2年4月1日までに出生の人
事務職 （身体障害者対象）	一人	事務職の学歴、免許等の要件を満たし、次のすべての条件を満たす人 (1) 自力による通勤が可能で、介護者なしに事務職としての職務の遂行が可能なる人 (2) 身体障害者手帳の交付を受けている人 (3) 活字印刷文による出題に対応できる人	
保育士	十五人程度	保育士（保母）資格と幼稚園教諭普通免許状の両方を有する人又は平成20年3月までに有する見込みの人	○ 昭和53年4月2日以降出生の人
看護師	若干人	看護師（看護婦・看護師）若しくは准看護師（准看護婦・准看護師）の免許証を有する人又は平成20年4月までに有する見込みの人	○ 昭和53年4月2日以降平成2年4月1日までに出生の人
保健師	数人	保健師（保健婦・保健士）免許証を有する人又は平成20年4月までに有する見込みの人	○ 昭和53年4月2日以降出生の人

◎上記すべての職種に共通して、地方公務員法第16条（欠格条項）の各号の一に該当しない人で、通勤可能な人

2 職務内容

職 種 等	職 務 内 容
事 務 職	一般行政事務
事 務 職 (身体障害者対象)	
保 育 士	児童福祉施設における児童の保育業務又は状況等により幼稚園等における幼児教育業務等
看 護 師	保健センター、児童福祉施設等における診療の補助、療養上の世話等の業務
保 健 師	乳幼児、妊産婦、成人等の保健指導等

3 受験手続等

(1) 受付期間・受付時間

日曜日及び土曜日を除き、8月13日（月）から8月24日（金）までの午前8時30分から午後5時15分までとします。

(2) 提出書類

ア 津市職員採用試験申込書（受験票付き）----- 1 通

※ 申込書及び受験票に同一の写真を貼り、受験票は申込書から切り離さないでください。

※ 津市ホームページからダウンロードした申込書を使用し、提出することもできます（その場合、必ず両面印刷して提出してください。）。

※ 記入例を参考に正しく作成してください。

イ 返信用封筒----- 1 通（郵送による申込書の提出の場合は2通）

※ 返信用封筒のサイズ：長形3号（長さ：23cm、幅：12cm程度）

※ この返信用封筒により第1次試験に係る可否の通知（郵送による場合は、受験票及び第1次試験に係る可否の通知）を送付しますので、80円切手を貼付の上、あて先に受験者の郵便番号、住所及び氏名（あて名の敬称は「様」）を記入してください。

ウ 事務職（身体障害者対象）を受験する人は、身体障害者手帳（受験者の氏名、生年月日、等級が確認できるページ）の写し----- 1 通

(3) 提出方法

ア 持参による場合

上記提出書類を次の提出先まで持参してください。ただし、8月24日（金）午後5時15分までに次の提出先に持参した分のみ受付の手続を行います。

提出先

津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課（津市役所4階）8月13日～8月17日
（津市役所3階）8月20日～8月24日

イ 郵送による場合

上記提出書類を封入した封筒の表面に「津市職員採用試験申込書在中」と朱書きの上、必ず配達記録郵便又は簡易書留郵便により次の送付先まで送付してください。ただし、8月24日（金）午後5時15分までに津市総務部総務課文書管理担当（津市役所7階）に到着した分のみ受付の手続

を行います。

送付先 〒514-8611 津市西丸之内23番1号 津市市長公室人事課あて

(4) その他

ア 上記(3)等にかかわらず、提出された書類に記載漏れ等の不備がある場合又は虚偽の記載等がある場合等は、受付は行わず、書類を返却（郵送による場合は、返信用封筒により返送）し、又は受験が無効になることがあります。これらにより生じた書類提出の遅延等については一切責任を負いかねますので、受験手続には十分注意してください。

イ 郵便事情等による書類到着の遅延等についても、一切責任を負いかねます。

ウ 郵送による場合で9月3日（月）までに受験票が届かないときは、津市市長公室人事課（電話番号 059-229-3106）へお問い合わせください。

エ インターネット、E-mail等による受付はできません。

オ 受付期間の最終日は、大変混雑しますので、余裕を持って早い時期に提出してください。

カ 受付後の提出書類は、一切返却できません。

4 第1次試験

(1) 試験科目

職 種 等	試 験 科 目
事 務 職	教養試験・職場対人適応性検査・作文試験
事 務 職 (身体障害者対象)	教養試験・職場対人適応性検査・作文試験
保 育 士	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験
看 護 師	教養試験・職場対人適応性検査・適性検査
保 健 師	教養試験・職場対人適応性検査・専門試験

(2) 試験の内容

試験科目		試験の内容
教養試験		職種に応じて必要な社会、人文及び自然に関する一般知識並びに文章理解、判断推理、数的推理及び資料解釈に関する一般知識及び能力についての択一式による筆記試験
職場対人適応性検査		職場における対人関係の適応性についての択一式による筆記検査
作文試験		課題に対する考え方、表現力・構成力等についての作文試験
専門試験	保育士	社会福祉、児童福祉、発達心理、保育原理、保育内容及び保健衛生に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
	保健師	地域看護学、疫学・保健統計（情報処理を含む。）及び保健福祉行政論に関する専門的知識及び能力についての択一式による筆記試験
適性検査	看護師	看護師としての適応性を資質、能力及び対人関係の面から見るための択一式による筆記検査

(3) 試験日

平成19年9月16日（日）

(4) 試験場所

津市立三重短期大学（津市一身田中野157番地）

(5) 結果発表

10月中旬ごろに受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

5 第2次試験

第1次試験合格者に対して次のとおり行います。

(1) 試験科目

口述試験（個人面接）・・・全職種

集団討議・・・事務職及び事務職（身体障害者対象）

(2) 試験日

平成19年11月上旬

詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

(3) 試験場所

第1次試験の結果発表の際に通知します。

(4) その他

第2次試験の受験日までに最終学校卒業（見込）証明書等の書類を提出していただきます。詳細については、第1次試験の結果発表の際に通知します。

6 最終合格者発表

1 1月下旬ごろに第2次試験受験者全員に対し、合否について書面で通知するとともに、津市ホームページに合格者の受験番号を掲載します。

なお、電話等による問い合わせには、応じることはできません。

7 合格から採用まで

(1) 最終合格者については、平成20年4月1日に採用する予定です。ただし、看護師及び保健師については、平成20年5月1日までに採用する予定です。

(2) 受験資格を満たさない場合又は申込書に虚偽の記載がある場合等は、採用されません。

(3) 日本国籍を有しない人で、就職が制限されている在留資格の人は、採用されません。

8 採用後の給与

(1) 初任給

職	種 等	初 任 給
事務職及び事務職（身体障害者対象）	大学院（修士課程）修了	183,800円
事務職、事務職（身体障害者対象）、保育士及び看護師	大学卒	170,200円
	【看護師の場合】 短期大学（3年）・専修学校（専門課程）（3年）卒	159,700円
	短期大学・高等専門学校・専修学校（専門課程）卒	153,800円
	高等学校卒等	142,800円
保健師		170,200円

(注) 新卒者等に係る平成19年4月1日付け採用者の初任給であり、採用前に給料の改定等があった場合は、改定額等によります。

(2) 給与

津市職員の給与に関する条例等の定めるところにより、給料、期末手当、勤勉手当、扶養手当、住居手当、通勤手当等が支給されます。

9 その他

この試験の詳細については、津市市長公室人事課(津市役所4階)までお問い合わせください。
電話番号(059-229-3106)

◎ 日本国籍を有しない人が津市職員採用試験を受験するに当たって

日本国籍を有しない人の任用等について

「公権力の行使」又は「公の意思の形成への参画」にたずさわる公務員となるためには、日本国籍を必要とし、それ以外の公務員となるためには、必ずしも日本国籍を必要としないという、いわゆる公務員に関する基本原則に基づき、任用されます。

したがって、日本国籍を有しない人については、「公権力の行使」に係る職務にたずさわらないことを条件として、事務職への任用を行います。

また、日本国籍を有しない人については、職種を問わず、「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用しないことを条件として、採用を行います。

このことから、日本国籍を有しない人が津市職員(事務職)となった場合には、次に掲げるような「公権力の行使」に係る職務にたずさわることができません。

日本国籍を有しない人は、どのような職種であっても、次に掲げる「公の意思の形成への参画」にたずさわる職には、将来においても、任用されません。

○ 「公権力の行使」に係る職務について

「公権力の行使」に係る職務とは、次のとおりです。

- 1 市民等に対して命令、強制等を加え、一方的に市民等の権利を制限したり、自由を規制したり、権力的に規律したりする内容を含む業務
- 2 公共の福祉の維持・増進のため、市民等に対して義務や負担を一方的に課する内容を含む業務
- 3 市民等に対して強制力をもって執行する業務
- 4 施設管理等に関する裁量権のある業務

(「公権力の行使」に係る職務の具体例)

※ 建築確認、都市計画決定、生活保護決定、設備の設置命令、税・国民健康保険料の賦課、強制力のある立入検査、土地収用、税等の滞納処分、施設の使用許可、道路の占用許可などに係る業務

○ 「公の意思の形成への参画」にたずさわる職について

「公の意思の形成への参画」にたずさわる職とは、職種を問わず、ライン職における課長に係る専決の権限を有する職以上の職で、具体的には、課長、部次長及び部長並びにこれらに類する権限を有する職と津市の活動について、その企画、立案、決定等に関する担当副参事(課長級)、担当参事(部次長級)及び担当理事(部長級)が該当します。

したがって、もっぱら専門的な分野における調査・研究等に係る事務や技術的な事務、あるいは特命の域での補佐的・補助的な事務などにたずさわる担当理事、担当参事及び担当副参事並びに担当主幹級以下の職までの昇任は可能となります。

※ 「公権力の行使」に係る職務等の詳細については、「津市における「公権力の行使」に係る職務及び「公の意思の形成への参画」にたずさわる職に関する一覧表」(津市市長公室人事課(津市役所4階)において備置き。)を御覧ください。